

地域主権戦略大綱(平成22年6月閣議決定)の概要

地域主権改革の全体像

「地域主権戦略大綱(構成と概要)」より抜粋

- ◆「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定
- ◆総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

【工場立地法の扱い】

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(2)すべての市へ移譲する事務

⑨ 緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理、変更命令等

ア 都道府県及び指定都市の条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(工場立地法(昭34 法24)4条の2第1項)については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事及び指定都市の長が処理している特定工場の新設に関する届出の受理、設置の場所等に係る必要な事項の勧告及び変更命令(工場立地法6条1項、9条1項及び2項、10条1項)については、すべての市へ移譲する。